

令和8年度 労働報酬下限額（案）**修正版**

【ポイント】

豊島区の公契約条例制定の経緯として、労働力の確保が議論されている背景があるため、他区の水準との均衡が重要と考える。

【労働報酬下限額の設定方法】

1 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等（**変更なし**）

(1) 先行区の状況

先行 13 区で公共工事設計労務単価から労働報酬下限額を設定している。

(2) 豊島区の算定方法

先行区との均衡を重視するため、公共工事設計労務単価からの設定を検討する。

（事務局案）

- ・ 令和 8 年度に適用される東京都における各職種の公共工事設計労務単価を計算の基礎とし、8 時間で除し、90% を乗じた額
- ・ 受注者等が労働者等との合意の下、見習い・手元等の労働者と判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者は、「軽作業員」の公共工事設計労務単価を計算の基礎とし、8 時間で除し、70% を乗じた額。

※次に掲げる職種は、令和 7 年度に適用される公共工事設計労務単価の設定がなく、令和 8 年度においても同様の可能性があるため、右欄の職種の単価を準用する。ただし、令和 8 年度に新たに設定された場合は、その単価を用いて計算する。

- ・ 建具工⇒大工
- ・ 建築ブロック工⇒ブロック工

※これ以外の職種で、令和 8 年度に公共工事設計労務単価の設定がない場合、令和 7 年度の単価に他職種の平均上昇率を乗じて設定する。

（例）令和 8 年度に■■工の設定がない場合

職種	令和 7 年度	令和 8 年度	上昇率	計算の基礎
●●工	30,000 円	33,000 円	1.100	33,000 円
▲▲工	30,000 円	32,400 円	1.080	32,400 円
平均	—	—	1.090	—
■■工	28,000 円	設定なし	1.090	30,520 円

※■■工は、 $30,520 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} \times 90\% = \underline{\underline{3,434 \text{ 円}}}$

※1 円未満の端数は計算の都度、四捨五入する。

※上昇率は、小数点以下第 4 位を四捨五入する。

2 前号に掲げる特定労働者以外の特定労働者等（変更あり）

(1) 先行区の状況

先行区では、会計年度任用職員報酬や高卒職員初任給から設定している、前年度の労働報酬下限額を補正する、特定の計算式を持たないなど、様々である。

(2) 豊島区の算定方法

先行区との均衡を図る上で統一的な算定方法の設定は困難であることから、初年度は他区実績に基づいた設定を検討する。（他区実績⇒参考資料1参照）

（事務局原案）

令和8年度については、各区における令和7年度の労働報酬下限額の平均値に、東京都における地域別最低賃金の令和6年度から令和7年度の上昇率を乗じた額

《計算式》

令和7年度労働報酬下限額の平均値（先行13区）=1,367円

地域別最低賃金の上昇率=1,226円（R7）÷1,163円（R6）=1.054

1,367円×1.054=1,441円

※1円未満の端数は計算の都度、四捨五入する。

※上昇率は、小数点以下第4位を四捨五入する。

（事務局修正案）

令和8年度については、令和8年度の本区Ⅲ類採用（高卒程度）の初任給相当額の時給相当額を基準に、その他公的機関が定める基準として他区の労働報酬下限額を勘案した額

《計算式》

令和8年度本区Ⅲ類採用の初任給の給料月額=200,300円（月額）

200,300円×1.20（地域手当相当額）=240,360円

240,360円÷162.75時間（1日あたり7時間45分×月21日）=1,477円

※1円未満の端数は計算の都度、四捨五入する。

一方で、今年度は既に他区（ILO型）の労働報酬下限額が公表されており、均衡を図る観点から、他区（ILO型）の平均値1493円を考慮して1,500円

【参考】豊島区公契約条例（抜粋）

第8条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等

農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等

最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金及びその他公的機関が定める基準

特別区の労働報酬下限額（第二回審議会用）

○各区の労働報酬下限額（工事以外）

No	区名	R6 単価	R7 単価	R8 単価	(参考) 条例型
1	千代田区	1,200	1,335	未	ILO 型
2	新宿区	1,245	1,438	1,573	行政指導型
3	文京区	—	1,295	1,480	ILO 型
4	台東区	—	1,323	1,501	ILO 型
5	北区	1,191	1,368	1,496	行政指導型
6	品川区	—	—	1,500	ILO 型
7	目黒区	1,191	1,298	未	ILO 型
8	世田谷区	1,330	1,460	1,610	行政指導型
9	渋谷区	1,240	1,426	未	公権力指導型
10	中野区	1,310	1,380	1,510	ILO 型
11	杉並区	1,231	1,400	1,500	ILO 型
12	墨田区	1,210	1,349	1,486	行政指導型
13	足立区	1,219	1,350	1,483	ILO 型
14	葛飾区	—	—	—	理念型
15	江戸川区	1,220	1,350	1,480	ILO 型
各区平均		1,239	1,367	1,511 (1,493)	

※千代田区は複数の設定があるため、最も低い額を記載

※各区とも1時間あたり下限額

※R8 単価は、令和8年2月時点の各 HP で確認

※R8 単価の上段は全区の平均。下段はILO型の区の平均。

【参考】東京都における地域別最低賃金の推移

改正効力発生日	R4. 10. 1～	R5. 10. 1～	R6. 10. 1～	R7. 10. 3～
単価	1,072	1,113	1,163	1,226
対前年比	—	1.038	1.045	1.054